

千葉県告示第398号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和2年4月30日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
あすなろクラブ矢作 千葉県千葉市中央区 矢作町424番地8	株式会社 あすなろ 千葉県緑区おゆみ野南 6丁目32-7 代表取締役 箕輪 光敏	令和2年 5月1日	1250100565	児童発達支援